

## 主要な裁判員裁判対象事件一覧表 (2008年12月時点)

### ① 死刑又は無期に当たる罪（刑法犯）

罪 名	条 項	死 刑	無 期		有 期	
			懲 役	禁 錮	懲 役	禁 錮
現住建造物等放火	第108条	○	○		5年以上	
激発物破裂(108)	第117条第1項前段	○	○		5年以上	
現住建造物等浸害	第119条	○	○		3年以上	
電汽車転覆・艦船転覆	第126条第1項, 第2項		○		3年以上	
汽車転覆等致死	第126条第3項	○	○			
往来危険による汽車転覆等致死	第127条, 第126条第3項	○	○			
電汽車往来危険転覆, 艦船往来危険転覆	第127条		○		3年以上	
水道毒物等混入致死	第146条後段	○	○		5年以上	
通貨偽造・同行使	第148条第1項, 第2項		○		3年以上	
詔書偽造・同行使	第154条第1項, 第2項, 第158条第1項		○		3年以上	
偽造詔書等作成・同行使	第156条, 第158条第1項		○		3年以上	
強制わいせつ致死傷	第181条第1項		○		3年以上	
強姦致死傷	第181条第2項		○		5年以上	
集団強姦等致死傷	第181条第3項		○		6年以上	
殺人	第199条	○	○		5年以上	
身の代金目的拐取	第225条の2第1項		○		3年以上	
拐取者身の代金取得等	第225条の2第2項		○		3年以上	
強盗致傷	第240条前段		○		6年以上	
強盗致死(強盗殺人を含む)	第240条後段	○	○			
強盗強姦	第241条前段		○		7年以上	
強盗強姦致死	第241条後段	○	○			

以上のほか、上記各罪の未遂処罰規定による罪(例・殺人未遂)

### ② 死刑又は無期に当たる罪（特別法犯）

罪 名	条 項	死 刑	無 期		有 期	
			懲 役	禁 錮	懲 役	禁 錮
営利目的による覚せい剤の輸出入又は製造	覚せい剤取締法第41条第2項		○		3年以上	
航空機の強取等	航空機の強取等の処罰に関する法律第1条第1項		○		7年以上	
航空機強取等致死	航空機の強取等の処罰に関する法律第2条	○	○			
航行中の航空機を墜落させる等の罪	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条第1項, 第2項		○		3年以上	
航空機墜落等致死	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条第3項	○	○		7年以上	
業務中の航空機の破壊等致死	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第2項		○		3年以上	
業として行う不法輸入等	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5条		○		5年以上	
サリン等の発散	サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第1項		○		2年以上	
けん銃等の発射	銃砲刀剣類所持等取締法第31条		○		3年以上	
営利目的によるけん銃等の輸入	銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項		○		5年以上	
組織的な殺人	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第3号, 第2項	○	○		6年以上	
組織的な身代金目的略取等	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第6号		○		5年以上	
常習強盗傷人・常習強盗強姦	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条		○		10年以上	
爆発物使用	爆発物取締罰則第1条	○	○		7年以上	7年以上
加重人質強要	人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条		○		5年以上	
加重人質強要(航空機の強取等の罪を犯した者による人質強要)	人質による強要行為等の処罰に関する法律第3条		○		10年以上	
人質殺害	人質による強要行為等の処罰に関する法律第4条	○	○			
営利の目的による銃砲の無許可製造	武器等製造法第31条第2項		○		5年以上	
営利の目的によるジアセトルヒネ等の輸出入, 製造	麻薬及び向精神薬取締法第64条第2項		○		3年以上	
流通食品への毒物混入等致死傷	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第2項		○		1年以上	
高速自動車国道における往来危険による自動車転覆等致死	高速自動車国道法第27条第2項後段		○		3年以上	
事業用自動車転覆等致死	道路運送法第101条第2項後段		○		3年以上	
自動車道における往来危険による自動車転覆等致死	道路運送法第102条, 第101条第2項後段		○		3年以上	
決闘殺人	決闘罪に関する件第3条, 刑法第199条	○	○		5年以上	
放射線の発散等	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第1項		○		2年以上	

以上のほか、上記各罪の未遂処罰規定による罪

## 主要な裁判員裁判対象事件一覧表 (2008年12月時点)

### ③ 法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（刑法犯）

罪 名	条 項	死 刑	無 期		有 期	
			懲 役	禁 錮	懲 役	禁 錮
ガス漏出等致死	第118条第2項, 第205条				3年以上	
往来妨害致死	第124条第2項, 第205条				3年以上	
浄水汚染等致死	第145条, 第205条				3年以上	
特別公務員職権濫用等致死	第196条, 第205条				3年以上	
傷害致死	第205条				3年以上	
危険運転致死	第208条の2				1年以上	
不同意墮胎致死	第216条, 第205条				3年以上	
遺棄等致死	第219条, 第205条				3年以上	
逮捕等致死	第221条, 第205条				3年以上	
建造物等損壊致死	第260条後段, 第205条				3年以上	

### ④ 法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（特別法犯）

罪 名	条 項	死 刑	無 期		有 期	
			懲 役	禁 錮	懲 役	禁 錮
決闘傷害致死	決闘罪に関する件第3条, 刑法第205条				3年以上	